主文文文

原判決を破棄する。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は弁護人厚地法人作成提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

論旨第一点について

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 司波実)